

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うDB法施行規則の一部改正に関する省令について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1に関連して、平成28年7月1日付施行の確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令※2が、本日発出されました。
- 改正内容は「確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例」および「DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和」です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース\(No.410\) 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の公布](#)

※2 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

発出された省令の概要

項番	項目	改正法の概要	省令の概要
1	DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	以下に該当する場合は、承認・認可を受けて事業所を減少させることができる(減少させる事業所の同意等は不要) ・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合 ・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合 ・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合	(第88条の三) 「DBを継続することが困難であると認められる場合」とは、「減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額を超えて掛金の納付を怠った場合」(事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付できなかった場合を除く)とする。減少させるにあたっては、当該実施事業所の事業主に対して掛金の納付を怠った理由についての弁明の機会を与えなければならない。
2	DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、加入者同意を不要とする	(第96条の五) 同意を不要とする場合を以下の通り規定 ・他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合又は当該減少事業所の事業主が掛金の一括拠出を行う場合 ・数理債務等の額(減少する数理債務の額から減少する特別掛金収入現価および特例掛金収入現価を控除した額)が、減少する積立金の額を下回らない場合 ・減少する積立金の額から減少する数理債務等の額を控除した額を過去勤務債務に係る特別掛金額として、移換事業所の事業主が拠出することを規約に定めている場合

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。